

鳥取市単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月24日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第24号

鳥取市単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鳥取市単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年鳥取市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び第3項」を削り、同条第1号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」に改める。

第5条第1項中「任用の事情等を考慮して市規則で定める職員は、人事交流等により条例の適用を受ける職員となった者」を「市規則で定めるやむを得ない事情は、第2条に規定するやむを得ない事情」に改め、同条第2項第7号中「国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）、職員以外の地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人、鳥取市職員退職手当支給条例（昭和22年鳥取市告示第56号）第6条の4第1項に規定する地方公社、公益的法人等派遣条例第11条第1項に規定する特定法人その他市長がこれに準ずる法人と認めるものに使用される者であったものから引き続き条例の適用を受ける職員」を「新たに条例の適用を受ける職員」に改め、「（人事交流等により条例の適用を受ける職員となった者に限る。）」を削る。

第7条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、単身赴任手当を受けている職員で離職の日又はその翌日（当該翌日が鳥取市の休日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条に規定する鳥取市の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い鳥取市の休日でない日を含む。）に引き続き給料表の適用を受けることとなる職員（当該適用の時点で、条例第9条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備している職員に限る。）が当該離職のみを理由として、条例第9条の2第1項又は第3項の職員たる要件を欠くに至る場合には、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として、同項の規定による届出を要しない。

第8条第1項に後段として次のように加える。

前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

第9条第1項中「要件を欠くに至った日」を「要件を欠くに至った日（第7条第3項に規定する場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降で当該職員が給料表の適用を受けることとなった日）」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。